

## 令和元年度第2回日光市総合教育会議次第

日 時：令和元年11月15日（金）午後2時～

場 所：本庁舎3階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について 参考1～3

4 協議事項

(1) 令和2年度教育関連事業の概要について 資料1

(2) 民法改正による成人年齢引き下げに伴う成人式開催の方向性について 資料2

5 その他

6 閉会

日光市総合教育会議構成員名簿

機 関	役 職	氏 名	備 考
市長部局	市長	大 嶋 一 生	
教育委員会	教育長	齋 藤 孝 雄	
教育委員会	教育委員 (職務代理者)	高 井 孝 美	
教育委員会	教育委員	手 塚 美智雄	
教育委員会	教育委員	池 田 由美子	
教育委員会	教育委員	藤 本 亮 純	
教育委員会	教育委員	速 水 茂 希	

## 【参考1】

### 日光市総合教育会議設置要綱

#### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

#### (構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

#### (招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

#### (意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

#### (会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

#### (議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

## 【参考2】

### 日光市総合教育会議運営要領

#### (目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

#### (開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年6月及び11月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

#### (招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

#### (会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

#### (議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると思えられる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待つて公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めるときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から適用する。

## 【参考3】

### 日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に市長の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第4条第3項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。

- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

令和元年度第2回日光市総合教育会議出席者（説明員ほか）

部局	課名	役職名	氏名	備考
企画総務部		部長	近藤 好	
教育委員会		次長	川田 盛雄	
〃	学校教育課	課長	伊東 剛	
〃	〃	副参事	長谷川 信敬	
〃	〃	係長	湯澤 智則	
〃	生涯学習課	課長	川村 多喜男	
〃	文化財課	課長	上原 晃	
〃	スポーツ振興課	課長	村上 修一	
〃	中央公民館	館長	沼尾 洋克	
〃	日光公民館	館長	吉澤 幸雄	
〃	藤原公民館	館長	大島 浩一	
〃	足尾公民館	館長	齊藤 久恵	
〃	栗山公民館	館長	斉藤 秀利	
事務局	総合政策課	課長	鈴木 和仁	
〃	〃	課長補佐	高村 光康	
〃	〃	副主幹	和田 直樹	

## 令和2年度教育関連事業の概要について(案)

## 基本目標1

生涯にわたり主体的に学ぶ、次代を創る心豊かな人づくり・地域づくり

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる体制・環境や、ふるさと日光の歴史・文化・環境等を学び、愛着を持つ学習機会を整えるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ります。そして、生涯学習活動を通じたひとつづくりや地域づくりを進めます。

また、特に、青少年においては、次世代を担う大切な存在であることから、心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援するとともに、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

## 主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①推進体制の充実	○生涯学習・公民館等連絡会の開催（生涯学習課）
②生涯各期における生涯学習の充実	○「広報にっこう」生涯学習情報コーナーによる情報提供（生涯学習課）
③地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援	○学校支援ボランティア活動推進事業（生涯学習課）
④市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供	○日光学まつり・生涯学習フェスタ開催事業（生涯学習課・各地区公民館） ○ふるさと学習・体験事業（生涯学習課）
⑤地域づくり・まちづくりに取り組む人材育成	○日光学・わがまちきらり発見隊開催事業（生涯学習課・各地区公民館） ○地域コーディネーター養成事業（生涯学習課）
⑥青少年育成団体の支援・指導者等の養成	○子ども会・PTA等の活動支援事業（生涯学習課・各地区公民館）
⑦青少年活動の推進	○青少年リーダー養成・活動体験事業（生学・日公・藤公）
⑧青少年を取り巻く環境の健全化	○少年指導委員街頭指導事業（生涯学習課・各地区公民館） ○少年指導委員特別指導事業（生涯学習課・各地区公民館）

**基本目標2****一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現**

「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進します。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学校における人権教育の推進	○盲導犬体験教室事業（生涯学習課）
②人権教育指導者の育成	○人権教育推進教員研修会開催事業(学校教育課) ○人権教育指導者研修会開催事業（生涯学習課）
③人権啓発の推進	○人権尊重啓発標語・ポスター募集事業（生涯学習課） ○人権講演会開催事業（生涯学習課） ○赤間々会館維持管理事業（生涯学習課）

**基本目標3****「生きる力」を育み、互いに協力して未来を切り拓く児童生徒の育成**

教育環境の充実に努めながら、小中連携・一貫教育の推進を中核として、家庭・地域・関係機関とのつながりを強め、質の高い教育の実現を目指します。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①確かな学力の育成	<input type="checkbox"/> 授業改善プラン事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 小中一貫教育推進事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 地域人材活用事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 奨学金償還免除制度事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 小中学校の適正配置事業（学校教育課）
②児童生徒指導上の問題に対応した教育の推進	<input type="checkbox"/> 適応指導教室事業（学校教育課）
③登下校時の安全安心の確保	<input type="checkbox"/> 地域ぐるみの安全体制整備推進事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 通学費補助金交付事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> スクールバス運行業務の民間委託事業（学校教育課）
④特別支援教育の充実	<input type="checkbox"/> 特別支援教育推進事業（学校教育課）
⑤学校施設の整備	<input type="checkbox"/> 教育用 I C T 機器導入事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 小学校校舎等維持管理事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 中学校校舎等維持管理事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 三依小中学校屋内運動場整備事業（学校教育課）
⑥学校給食調理施設と調理体制の充実	<input type="checkbox"/> 学校栄養職員の配置事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 学校給食調理室の整備事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 学校給食調理業務の民間委託事業（学校教育課）

**基本目標4**

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる家庭教育力の向上

全ての教育の出発点である家庭教育を、個々の家庭の努力のみに委ねることなく、その担い手である保護者の学びを支援することで家庭の教育力の向上を目指します。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学習機会の充実	○親力アップ子育てセミナー開催事業（生涯学習課） ○家庭教育学級開催事業（生学・日公・藤公・足公・栗公） ○就学児童保護者講演会講師派遣事業（生涯学習課） ○思春期子育てアドバイス講演会講師派遣事業（生涯学習課）
②人材の育成	○家庭教育指導者スキルアップ講座開催事業（生涯学習課）
③人材の活用	○家庭教育指導者活用事業（生学・日公・藤公・足公・栗公）
④情報提供や啓発活動の充実	○家庭教育情報の広報にっこうへの掲載（生涯学習課）

**基本目標5**

**市民一人ひとりの自己実現のための社会教育の充実**

魅力と活力にあふれたまちづくりを担える人材の育成と市民活動を支援するため、社会教育施設における学習の充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学習活動の支援	○日光学・わがまちきりり発見隊開催事業（生学・各地区公民館） ○ひかりの郷にっこう出前講座事業（中央公民館）
②公民館活動の充実	○公民館教室・講座実施事業（中央公民館他14館）
③社会教育関係団体の育成	○子ども会・PTAの活動支援事業（生涯学習課・各地区公民館）
④図書館機能の充実	○図書館運営事業（生涯学習課） ○図書館指定管理事業（生涯学習課） 〔地域の図書館整備事業、移動図書館事業、 イベント開催事業、子育て・家庭支援事業を含む〕 ○図書館情報システム事業（生涯学習課）
⑤読書活動の推進	○図書館指定管理事業〔ブックスタート事業を含む〕（生涯学習課） ○読書活動推進計画関連事業（生涯学習課）
⑥日光市歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館における教育の推進	○学校移動博物館・館内社会科見学事業（文化財課） ○企画展開催事業（文化財課） ○「杉並木コーナー」展示充実事業（文化財課） ○郷土資料調査・保存事業（文化財課）
⑦公民館	○豊岡公民館整備事業（中央公民館） ○小来川公民館整備事業（日光公民館） ○三依公民館整備事業（藤原公民館）
⑧日光市歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館	○日光市歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館管理運営事業（文化財課）

**基本目標6**

**各種文化財の保存活用と地域に根ざした文化活動の促進**

市内に多数存在する文化財の保存と活用を推進するとともに、文化財保護体制をさらに充実させ、併せて保護思想の普及・啓発を図ります。  
また、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するとともに活発な文化芸術活動を推進することで、だれもが身近に文化に親しみ、豊かな心と潤いのある生活を実現した、文化の薫るまちを目指します。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①文化財調査などの促進	○名勝おくのほそ道の風景地保存管理計画策定事業（文化財課）
②文化財保護・活用	○市指定等文化財補助事業（文化財課） ○市指定文化財説明板改修事業（文化財課） ○文化財くん蒸事業（文化財課）
③文化財の保護思想の普及	○市指定文化財データベース公開事業（文化財課）
④世界遺産の保護対策	○気象データ採取及び観測機器等保守管理事業（文化財課） ○「史跡 日光山内」保存活用協議会開催事業（文化財課） ○「史跡 日光山内」総合的学術調査実施事業（文化財課）
⑤足尾銅山の世界遺産登録推進事業	○文化財指定事業（文化財課） ○啓発事業（文化財課） ○構成資産等調査整備事業（文化財課） ○調査事業（文化財課） ○検討委員会開催事業（文化財課）
⑥伝承者や後継者の育成・支援	○日光フォトコンテスト開催事業（生涯学習課） ○日本の伝統芸術鑑賞教室開催事業（生涯学習課） ○市民文化祭開催事業（生涯学習課）
⑦文化団体の育成・支援	○文化協会活動支援事業（生涯学習課） ○民俗芸能保存団体活動支援事業（生涯学習課）
⑧文化施設での魅力あるイベントや展示の開催・充実	○日光美術館活用事業（生涯学習課） ○ふくろうの森手塚登久夫石彫館運営事業（生涯学習課） ○美術作品等保存修復事業（生涯学習課）
⑨公共文化施設の適正な整備	○今市・日光・藤原文化会館改修事業（中央公民館）

**基本目標7****スポーツを通じて育む豊かなくらし**

広く多くの市民が生涯にわたりスポーツを通じて、心身の健康の保持増進や豊かな人間関係と地域コミュニティの形成を推進できるよう、多様なニーズやライフステージに応じたスポーツ活動の機会を確保・提供するため、スポーツ環境の整備に努めます。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合型地域スポーツクラブ育成事業（スポーツ振興課）</li> <li>○ニュースポーツ開催事業（スポーツ振興課）</li> <li>○競技別市民スポーツ大会開催事業（スポーツ振興課）</li> <li>○学校体育施設開放事業（スポーツ振興課・各地区公民館）</li> <li>○体育協会等各種団体育成支援事業（スポーツ振興課）</li> </ul>
②スポーツ情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設予約・案内システム運用事業（スポーツ振興課・各地区公民館）</li> </ul>
③競技スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体事業（スポーツ振興課）</li> <li>○日光杉並木マラソン大会開催事業（スポーツ振興課）</li> <li>○日光杯全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会開催事業（スポーツ振興課）</li> <li>○競技スポーツ支援事業（スポーツ振興課）</li> </ul>
④特色あるスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホッケー普及事業（スポーツ振興課）</li> <li>○スケート普及事業（スポーツ振興課・日光公民館）</li> </ul>
⑤スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会体育施設運営事業（スポーツ振興課・各地区公民館）</li> <li>○社会体育施設整備事業（スポーツ振興課・各地区公民館）</li> </ul>

## ■民法改正による成人年齢引き下げに伴う成人式開催の方向性について（案）

R元.11.15  
生涯学習課

日光市及び日光市教育委員会では、例年1月に、「大人になったことを自覚し、社会人の一員としての誇りや責任意識を高めるとともに、自ら生き抜こうとする新成人者を祝い、励ます」ことを目的に「日光市成人式」を開催していますが、2022（令和4）年4月1日の改正民法施行に伴い、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。このため、2022（令和4）年度以降の成人式の開催方向案について、次のとおりまとめました。

### 1 成人になる年齢

2022（令和4）年度は、3学年が同時に 改正民法施行により成人年齢に達することになります。

成人年齢 早見表（網掛け部分が成人年齢到達）

生 年	左記対象者の各年度の年齢				〔再掲〕
	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2019(令和元) 年度年齢
平成11(2009)年度生まれ 【H11.4.2~H12.4.1】	20歳	21歳	22歳	23歳	20歳
平成12(2010)年度生まれ 【H12.4.2~H13.4.1】	19歳	20歳	21歳	22歳	19歳
平成13(2011)年度生まれ 【H13.4.2~H14.4.1】	18歳 (高校3年生)	19歳	20歳	21歳	高校3年
平成14(2012)年度生まれ 【H14.4.2~H15.4.1】	17歳 (高校2年生)	18歳 (高校3年生)	19歳	20歳	高校2年
平成15(2013)年度生まれ 【H15.4.2~H16.4.1】	16歳 (高校1年生)	17歳 (高校2年生)	18歳 (高校3年生)	19歳	高校1年
平成16(2014)年度生まれ 【H16.4.2~H17.4.1】	中学3年	16歳 (高校1年生)	17歳 (高校2年生)	18歳 (高校3年生)	中学3年
平成17(2015)年度生まれ 【H17.4.2~H18.4.1】	中学2年	中学3年	16歳 (高校1年生)	高校2年	中学2年
平成18(2016)年度生まれ 【H18.4.2~H19.4.1】	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	中学1年

## 2 検討経過

検討のため次の方々にご意見を伺いました。

- ・日光市内小中学校PTA会長（令和元年5月24日調査）
- ・日光市社会教育委員（令和元年10月8日会議時）
- ・日光市教育委員（令和元年10月24日会議時）

ご意見の結果は、別紙「参考資料」のとおりです。

## 3 2022（令和4）年度以降の日光市の開催方向性案

- (1) 開催の可否：式典を毎年度1月に開催する。
- (2) 対象者：当該年度20歳となる市民等とする。
- (3) その他：名称、開催目的、式典内容等は今後見直す。

## 4 理由等

### (1) 開催について

日光市としては、しかるべき時期に、大人の仲間入りをした成人者に式典の機会を設け、「大人になったことを自覚し、社会人の一員としての誇りや責任意識を高めるとともに、成人者を祝い励ます」ことは意義深く、必要なことと捉えています。

また、別紙「参考資料」のとおり、教育委員、社会教育委員、市内小中学校PTA会長にご意見を伺ったところ、ほとんどの方が、これまでどおり市及び市教育委員会主催の式典開催を希望されています。

### (2) 対象者について

18歳の多くの方は、受験や就職などに向けた進路選択の重要な時期にあたるため、この時期を避けて開催することが望ましいと考えます。

20歳を対象とすることは、これまでの慣習に馴染んでおり、更には、進学等で日光市を離れた成人が成長して郷里に戻り、旧交を温め、地元との絆を深めるなど改めて地元愛を育むことが考えられます。

また、改正後も成人と同等の権利（飲酒・喫煙等）を認められるのは20歳です。

### (3) その他

教育委員等のご意見に従い、式典の名称、20歳で実施する際の開催目的、式典内容については、今後見直してまいります。

## □参考資料

### 1 日光市PTA会長のご意見（アンケート）

○実施日 令和元年5月24日（金）日光市PTA連絡協議会総会終了後

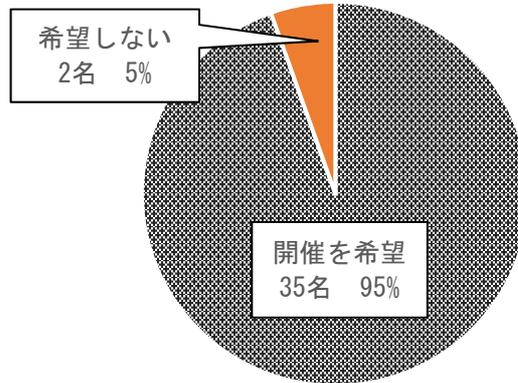
○対象者 総会に出席した各小中学校PTA会長または代理者、同協議会役員 計37名

○質問及び回答結果

#### 【質問1】

今後も同じような形で、日光市及び日光市教育委員会が主催となって、成人の節目となるような式典を開催したほうが良いと思われますか。

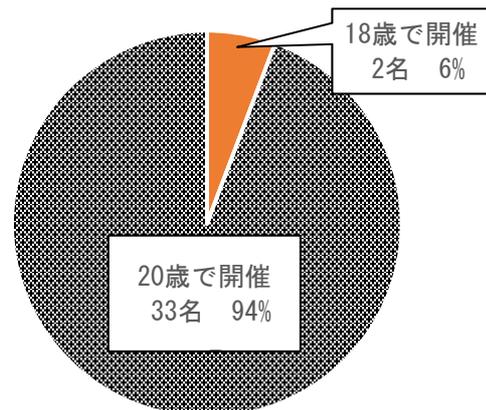
開催を希望	35名	95%
希望しない	2名	5%



#### 【質問2】

質問1で「希望する」と回答された方、日光市では何歳を対象に開催するのが良いと思われますか。（計35名）

18歳	2名	6%
20歳	33名	94%



（上記を選んだ理由）

#### 18歳選択

- ・法律で決められた年齢で行うのが良いから。
- ・高校等に在籍中で地元にいる可能性が高いから。
- ・18歳で成人の自覚を持つ意味が深くなることも含め、成人式も18歳で行うことが望ましいと思います。

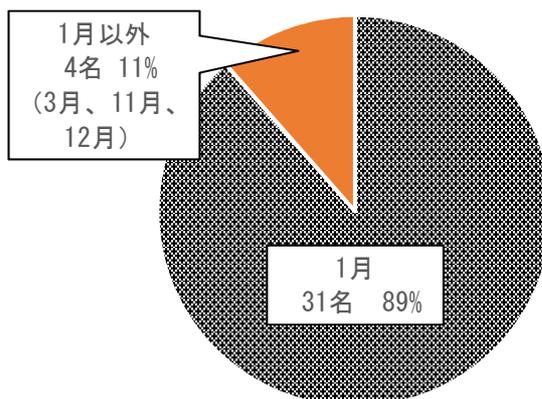
#### 20歳選択

- ・18歳は受験や就職等、重要な時期にあたる人が多く避けたほうが良い。
- ・18歳は上記のような人生のイベントが重なり経済的負担が懸念される。
- ・20歳が、成人の節目として社会に根付いているから。
- ・20歳に同窓会的に集まったほうが良いから。
- ・2022年度に3学年一斉の成人式とすると、美容院不足等問題が起こる。
- ・飲酒、タバコは20歳以上のため、式後の同窓会時の20歳未満の飲酒等を無くすため。

### 【質問3】

質問1で「希望する」と回答された方、開催月は何月が良いと思われますか。(計35名)

1月	31名	89%
1月以外 (3、11、12月)	4名	11%



### 【質問4】成人式の開催全般について要望事項

- ・成人年齢が18歳になっても、今まで同様20歳で実施して欲しい。成人式が、仲間が集う場になって欲しいため。〔今市地域在住者〕
- ・18歳は高校生なので、20歳が良いと思います。成人となると、酒・たばこ等も勘違いしそうな気がします。〔今市地域在住者〕
- ・18歳の開催は難しいと思います。〔日光地域在住者〕
- ・(開催会場希望) 東照宮、アイスアリーナ〔日光地域在住者〕
- ・(開催会場希望) 東照宮等文化遺産で〔日光地域在住者〕
- ・これまでのように開催。〔藤原地域在住者〕
- ・22年度以降どうしていくか検討要。〔藤原地域在住者〕
- ・18歳での進路選択の時期になり、落ち着かないのでは。18・19・20歳で開催では、式後の飲酒等法的な問題が起きてしまうのでは。〔足尾地域在住者〕
- ・年々、地域の成人者が少なくなっているので会場の心配はあります。〔栗山地域在住者〕

## 2 日光市社会教育委員会議におけるご意見

○会議実施日 令和元年10月8日(火)

○会議出席者 日光市社会教育委員12名

○意見

- ・2022年度に該当する子どもを持っているが、本人たちはまだピンときていない様子。大人たちからみると、18歳ではまだ幼いのではないか。
- ・18歳は大事な時期であり、経済的な問題もある。18歳での開催は無理ではないか。是非20歳でやって欲しいという声も聞いている。
- ・本人たちは受験・就職があるし、親の負担も大きい。選挙権で18歳というのは社会を考えるいい機会になると思うし準備も必要ないが、成人式は準備が必要になる。
- ・基本的には、出された意見に賛成ではあるが、大人の一員として参加する意識づ

けとして、荘厳な式典か何かをやればいいのかと思う。式を2回やるのは難しいかもしれないが、20歳は20歳の集いのことでやって欲しいが、法的また教育的にも、18歳で成人の区切りの何かがあるとよいと思う。

- ・ 成人になるまでは親の承諾が必要だが、18で成人になると、何か自分でやりたいと思っている人にはいい機会だと思う。世田谷の成人式（後ほど本人より訂正：杉並の成人式）では、成人の意義を発信し、成人の意識を植え付ける、画期的などでも意味のある成人式をやっている。こうした意義のある式なら18歳でもよいのではないか。本人にプラスになる面もある。
- ・ 成人式を何歳で行うかという問題とは別に、式典の目的、例えば立志式のように成人になったということ意識した式がよいのではないか。20歳でやるとしても、成人してもう3年目になるのだから、意義深いものにしていかないといけないと思う。外に出ていた人が戻り絆が深まる機会なので大変貴重であるが、より内容のある式典になることを希望する。

### 3 日光市教育委員会会議におけるご意見

○会議実施日 令和元年10月24日（木）

○会議出席者 日光市教育委員6名

○意見

- ・ 18歳では様々な負担が大きい。20歳での開催がよいと思う。ただし、名称が「成人式」ではなく「20歳の集い」のようになると思う。ふるさとに戻って成長した姿を見せてくれるのは嬉しい。できればそれぞれの地元で開催して欲しい（姿を見たいので）。
- ・ 18歳は大受験等を控えているので反対である。
- ・ 18歳は進路選択の時期であり難しい。
- ・ 受験等があるので20歳で開催が望ましい。市主催により各地域で開催し、今後、地域の人数が少なくなってきたら考える。18歳成人の認識が定着してきたら、そのとき18歳に動かすなど考えたらよい。
- ・ 18歳は時期的に難しい。20歳で久しぶりに会ってお酒を飲むという意義も大きい。ただし、写真撮影など今の式典内容は、杉並区の成人式など参考に見直してはどうか。

### 4 他市の決定状況

〔県内〕

市名	式典実施年齢	決定理由、又は決定の経緯（各市への聞き取り含む）
栃木市	20歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳の多くは高校3年生であり、大学受験や就職に向けた進路選択の大事な時期である。</li> <li>・ 落ち着いた時期に開催して、多くの成人者が参加しやすい環境を維持する。</li> </ul>

		・2022年度で18歳開催とした場合、上の2学年も同時に対象となり、人数が多すぎて衣装や美容院の手配に問題が生じる。
真岡市	20歳	・18歳の多くが高校生であり進路選択の重要な時期にあたる。 ・20歳で、地元を離れた成人が故郷に戻り、同窓会等により地元の絆・地元愛を確認する機会としたい。
鹿沼市	20歳	・成人式実行委員会の未成年メンバーへの意見ききとりの結果、20歳と決定した。

〔県外〕

京都市 (京都府)	20歳	・18歳では、参加者の多くが大学受験又は就職といった人生の選択を迫られる極めて多忙な時期であり、参加者本人だけでなく、家族も含めて落ち着いた環境で式典を祝うことは困難。 ・20歳であれば参加者が落ち着いて参加することができ、家族や旧友、地域社会との繋がりをしっかりと確認できる。
大府市 (愛知県)	20歳	中学生へのアンケート結果 ・18歳だと受験時期と重なり参加しづらい。 ・2022年の成人式で3世代同時に開催するのはおかしい。
古賀市 (福岡県)	20歳	・18歳は高校3年生の学年に当たり、多くが年間通じて就職や進学などに向けた準備に多忙な時期を過ごしており参加しにくい。 ・家庭においても、進路の時期においては時間的制約や経済的負担がある。 ・飲酒や喫煙など、20歳が維持されるものも残る。 ・美容室、貸衣装など事業者にとって、年齢の引き下げによるニーズの変化が想定しにくい。

※現在把握しているところでは、18歳の開催を決定・公表している市は見当たりません。

## 5 (参考) 18歳で得られる権利・20歳で得られる権利

18歳で得られる主な権利	20歳にならないと得られない権利
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 親の同意なしでの契約 (携帯電話の契約、ローン契約、クレジットカードの作成など)</li> <li>➤ 10年間有効のパスポート取得</li> <li>➤ 公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得</li> <li>➤ 結婚 (女性も16歳から18歳に引き上げ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 飲酒</li> <li>➤ 喫煙</li> <li>➤ 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権を買う</li> <li>➤ 大型・中型自動車運転免許の取得</li> </ul>